

(厚生委員長 関 米吉君 登壇)

○厚生委員長(関 米吉君) 議案第八十二号 昭和五十四年度福生市一般会計補正予算(第一号)(歳出予算のうち厚生委員会所管分)に関する審査報告を申し上げます。

本議案は七月十日の議会に提案され、同日当委員会に付託され、七月十二日開催の委員会において審査を行ったものであります。

審査の結果につきましては、お手元に御配付の審査報告書のとおりであります。報告書の朗読については省略させていただきます。審査の内容についてその大略を御報告いたします。

(議案審査報告書) 別添参照

本議案に対する当委員会所管分は、市民部関係及び福祉部関係であります。

まず関係予算項目について、市民部長次で福祉部長よりそれぞれ説明を受けたものであります。その説明の主なるものは次のとおりでありました。

市民部関係の衛生費のうち塵芥処理費の不燃物委託料は、いままでも不燃物

処理について当初六名で計画していたのを、前処理、点検等を行うため八名に増員し、いままでも五〇%くらい埋め立てていたものを二〇%くらい減量し、埋め立て地の利用期間を少しでも長く保つようにしたい。このため増員となる人件費その他機材費等、おおむね月百六十八万円くらいかかるが、選別された不燃物の売却費が約七十五万円程度見込まれるので、それを差し引き、月九十三万三千円の九月から来年三月までの七ヶ月分六百五十三万一千円を、不燃物選別処理委託料として補正しようとするものである。また、消防費のうちの常備消防費の消防事務部委託負担金三千八百四十六万九千円は、都との協定により、五十三年度当市の負担金が一億七千六百八万三千円と決定したことに伴う精算のための補正である。さらに災害対策費の食糧備蓄庫新築工事費五百七十三万円、同設計監理委託料十七万七千円、同用地買収費九百五十二万九千円等は、七千平方メートルの用地を確保し、三九・六〇平方メートルの備蓄庫を建設しようとするための予算であるなどの説明が行われました。

続いて福祉部長より、福祉部関係の民生費の社会福祉総務費七百八万四千円、補正は、十月一日から七小学区内の学童保育所を市民体育館内に開設す

るための社協への委託料及びこれに伴う体育館内の工事が主なるものである。

なお、委託料の中には、いままでも各学童保育所の指導員は二名であったものを今回は三名とし、一名は各学童保育所指導員が休暇等の場合の応援者として。なおこの機会に、いままでも指導員に対する退職金制度はなかったが、年一ヶ月分の退職金積立制度を設けようとするものである。また、身体障害者福祉費及び児童福祉費関係の補正は、身体障害者福祉手当及び児童措置費等が当初予算においては都の予算に六ヶ月分しか計上されていなかったもの加復活されたことに伴う通年計上のための補正が主なものである。さらに老人福祉費の千四百三十五万八千円の補正は、高齢者事業団設立に伴うものがその主たるものである。などの説明を受け、質疑に入りました。

質疑の主なるものについて申し上げますと、まず市民部関係においては、不燃物選別処理委託料の六百五十三万一千円の根拠は、人件費その他機材費等に百六十八万円かかり、ここから不燃物売却収入の七十五万円を差し引いて、差し引き分を負担するための委託料というが、不燃物売却収入に増減がある場合はどうなるか。不燃物処理契約の相手方当事者はどこか。選別従業員は契約当時者の従業員

員か。この補正による人件費増額分は従業員に適正に支払われるべきであるが、その指導監督はどうか。収集運搬と選別業務は業者変更等も考慮し、個別に契約すべきであると思うが、どう考えるか。災害対策費について、食糧備蓄庫はどこに建設するのか。また将来的には何棟の備蓄庫を建設する計画か。そしてその管理はどこが行うか。濾水器は現在どれくらい設置されているか。災害時はどこから取水するか等の質疑がありました。

これに対し、担当部長 課長より、不燃物売却収入は、いままでの実績等からおもむね七十五万円と見込んだが、この収入が増加することは、それだけ埋め立て量が減ることにもなるので、売却収入の増減によって委託料を変更することは考えていないが、一年くらい経過を見て再検討はする。不燃物処理契約の相手方は協栄産業で、契約内容は一台七十六万九千円で三台、週に三日間、生ごみは川鍋商事と契約し、月額九十八万八千円で六台、週六日間となっている。選別従業員は業者が雇っている。指導監督は職員も配置されているので、作業面には十分指導しているが、経理的なことは明確でない。運搬と選別処理の個別契約については、リサイクルセンターも稼働しているからであるが、早急に検討する。

食糧備蓄庫については、今回補正額は第三分団の車庫の移転が計画されているので、そこに併設する考えであるが、現在のところ第三分団車庫の移転先が確定していない。将来的には各分団車庫に併設する計画である。管理については一部を消防団にお願いしたいと考えている。湧水器は現在各分団一個ずつ及び市役所に一個ある。災害時においては、各防火貯水槽及び志茂等にある非常用貯水池から取水する計画であるなどの答弁が行われました。

特に、不燃物選別処理委託料については、運搬と選別を別契約とすること及び不燃物と生ごみ処理契約に均衡を保つよう、早急に検討する必要があることについて強い要望も出され、委員長より関係部課長に対し、この件は早急に検討を加え、その考え方を次回の委員会に明らかにするよう指示し、関係部もこれを了承しました。

さらに委員より、清掃総務費の職員手当等について、職員の異動によって扶養手当や通勤手当がその者の異動先に移るのは理解できるが、超過勤務手当までそっくり同額が移るのは、予算編成上おかしいのではないかと等の質疑があり、総務部長等より、理論上は確におかしい。今回の場合は、異動先業務もかなり

多忙な職場でこうだったが、今後予算編成上誤解を招かざるよう留意するとの答弁があり、市民部関係の質疑を終わりました。

続いて福祉部関係の質疑に入り、委員より、児童保育所指導員が一名増員されるが、いままで指導員が休んだ場合はどう措置されてきたか。また退職金に関する規程はすでに定められているか。高齢者事業団関係について事務局はどこに設けられるのか。また事業団貸付金三百万円は、毎年度末に一たん返金されるというが補助金としては出せないのか等の質疑がありました。

これに対し、福祉部長より、いままで児童保育所指導員が休暇等といった場合は、社協職員がめんどうを見ていたが、児童保育所も入ってきたので、一名ヘルパーとして増員したいというものである。退職手当に関する規程は、今後社協で検討し、制定する。高齢者事業団の設立準備室は商工会館内に設け、発足後は福祉会館二階に設ける考えである。貸付金三百万円は各市事業団でもこのような制度でやっている。事業が始まれば、発注先から約5%程度の事務費を取るようになるので、一般的な運営費はこれでかなり賄える。一時的に資金が不足した場合、これを補うために貸付金を設けたわけだが、貸付金としたことは都の指導にもよるもの

である。實際に事業団が発足した場合は、都の補助金だけでは足りない分、たとえば職員給与等も都は三名分しか補助しないが、市では五十五年度から一名の職員を出す考えであり、都の補助の対象とならない給与等については、市が補助するという考えでいる等の答弁があり、質疑を終え、直ちに採決の結果、全員異議なく、当委員会としては原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。何とぞよろしく御審議の上、当委員会決定どおり御可決あらんことをお願いし、議案第八十二号に対する当委員会の審査報告書に対する補足説明といたします。

○議長(小林菊三君) 以上で各委員長長の審査報告は終わりました。

これより各委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 以上で質疑を終わります。

この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。

討論については、会議規則第五十一条の規定に従い、最初に反対者から発言を願います。 十二番 松山 清君。

(十二番 松山 清君登壇)

○十二番(松山 清君) 議案第八十二号 昭和五十四年度福生市一般会計補正予算

(第一号)について反対討論をいたします。

当補正予算において、その歳出におきましては職員、期末勤勉手当や市営住宅建設費、高齢者事業団設立に伴う予算、七小字区児童保育所開設に伴う予算、私立幼稚園児保護者負担軽減補助金、教育費における施設の改良や改築工事費、また図書購入費などの予算を擁し、実施に移されるものが多数含まれており、これらの分については賛成でき得るものですが、予算全体といたしまして見るならば、先ほども反対討論をいたしましたが、議員を初め市長等の報酬給与などの引き上げのための財源措置も含まれております。

また、今回総務委員会でも活発な議論を呼んだ「市の歌」作成のための予算に見られるように、予算計上に当たって慎重さを欠いたと思われるものも含まれております。

一、歳入におきましては、市税が当初の予想以上の伸びを示し、一億四千二百万円に上る補正財源が計上されましたことは結構なことですが、その反面、当初予算で

繰り入れた一億円の基金は早々と繰り戻してしまい、有効な活用を図ろうとしたところ、私は本補正予算に反対をするものです。

最後に、東京都の補正予算において、当初の骨格予算に多少肉づけがされてそれに伴う当市に關係する補助金等が歳入に計上されてきておりますが、まだまだ不十分であります。今後、市長等におかれまして、なお一層鈴木都政に対して予算の復活を図るよう運動することを強く要望いたします。簡単ではありますが、議案第八十二号に対しての反対討論といたします。

議長（小林菊三君） 次に賛成者 六番村尾栄次君。

（六番村尾栄次君 登壇）

○六番（村尾栄次君） 賛成討論をさせていただきます。

今臨時議会に提案された補正予算は、当初予算において編成された予算の中で、特に東京都の予算の影響を受けて編成された福祉を中心とする經常経費の補正、市営住宅の建設事業費、その他若干の単独補正であり、いずれも市民生活に欠くことができない予算であります。

歳入においては、市民税の課税増収による補正、国、都支出金については市

営住宅の建設、福祉の関連予算の復活に伴う補正、繰越金の確定に伴う補正、市債については、市営住宅建設に伴う補正等、現時点における補正財源を適確に把握し、計上されております。特に、都市整備基金の繰り戻しについては、当初予算編成時にあける東京都予算等の影響によってやむを得ず、た処置であり、現下の地方財政動向、また財政計画の原則から見ても、適切な処置であると考えられます。

また、歳出においては、東京都の予算の影響を受けて、いわゆる足切り予算でございますが、必ずしも十分の復活がなかったものでございますが、市の単独財源によつて補正し、従来に比較し、その行政水準を損なうことのないように計上されたことは高く評価されるべきではないかと考えられます。

ただ一部予算において、その計上が必ずしも適正でなかった面があるが、それについて担当委員会において指摘しているところでございますが、この事実を厳粛に受けとめ、今後の予算編成に当たつて十分に配慮するとともに、なお一層財政運営の健全化に努められることを希望いたします。賛成討論といたします。

（拍手）

○議長(小林菊三君) 以上で討論を終わります。

これより本案について 起立により採決いたします。

本案は各委員会審査報告とあり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(小林菊三君) 起立多数であります。

よって議案第八十二号は各委員会審査報告とあり可決されました。

○議長(小林菊三君) 日程第九議案第八十三号昭和五十四年度福生市国民健康保

険特別会計補正予算(第一号)を議題といたします。

本案については 厚生委員会に審査を付託してありますので 委員長から報告をお願いします。

(厚生委員長 関 米吉君 登壇)

○厚生委員長(関 米吉君) 議案第八十三号 昭和五十四年度福生市国民健康保険特別会計補正予算(第一号)に関する審査報告を申し上げます。

本議案は七月十日議会に提案され、同日当委員会に付託され、七月十二日開催の委員会において審査されたものであります。審査の結果につきましては、お手元に御配付の審査報告書のとおりであります。

審査報告書の朗読につきましては省略させていただきます、審査の内容についてその大略を御報告いたします。

(議案審査報告書) 別添参照

まず、本議案の提案の理由について、福祉部長より、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ八千八百万円を追加し、予算総額を九億五千七百万円としようとするもので、歳入財源は前年度繰越金を充てようとするものである。歳出については、職員、期末勤勉手当の補正が百七十七万一千円、予備費の補正が八千六百三十二万九千円である等の説明があつて質疑に入りました。

委員より、五十二年度の繰越金はどれくらいか。国保特別会計には一般会計から三千五百万円の繰入金があるが、相当額の繰越金が生じている。その理由は何か。都の補助金の今後の見通しはどうか。都の補助がなくなった場合は、保険料の改定等を考えるのかなどの質疑がありました。

これに対し、福祉部長より、五十二年度繰越金は八千四百二十万三千八十六円である。多額の繰越金が生じた理由は、医療費の値上げを見込んで保険料の改定を行ったが、医療費改定の時期がおくれたこと、固定資産税の伸びによって、保険料の増収があったことなどが主な理由である。しかし、単年度収支においては赤字である。都の補助は現在確定していないが、二十三区内との調整のため補助されていた調整補助金約四千四百万円は期待できそうにない。万一調整補助金が打ち切りとなった場合においても、当年度の運営は何とかなる。しかし、五十五年以降においては、必ずしもなるのではないかと思われている等の答弁があり、採決の結果、全員異議なく当委員会としては原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞよろしく御審議の上、当委員会決定どおり、御可決あつんことをお願いし、議案第八十三号の審査報告書に対する補足説明といたします。

○議長（小林菊三君） 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林菊三君） 以上で質疑を終わります。

四番（高水惣八君） この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第八十三号については、討論を省略し、委員会報告どおり可決せんことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（小林菊三君） お諮りいたします。

ただいま高水惣八君から、本案は委員会審査報告どおり可決されたいとの動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林菊三君） 御異議なしと認めます。よって議案第八十三号は委員長

会審査報告のとおり可決されました。

○議長（小林菊三君） 日程第十、議案第八十四号、昭和五十四年度福生市福生都市計画事業福生土地区画整理事業会計補正予算（第一号）を議題といたします。

本案については、建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報

告を願います。

(建設委員長 村野武男君 登壇)

○建設委員長(村野武男君) 御指名をいただきましたので、本案審査報告を申し上げます。

なお、議案審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

審査の概要について申し上げます。

本案審査に当たり、理事者より説明を受けた後、質疑に入りました。

それでは質疑応答について申し上げます。

四月二十八日付で精算徴収権利者かつ、一括及び分割納入等の希望をとったというか、その対象者数及び分割納入希望者数、また未払いとなっている数ということについては、全対象権利者が七百六十一名、このうち今回の換地精算徴収金の対象者は三百五十一名で、内訳は一括納入希望者が二百三十六名、分割納入希望者が七十五名である。交付金との相殺希望者が四十名である。未払い者については、五十四年から始まるので、五ヶ年分割納入であり、五十八年にならないとは、きりしない。換地

精算徴収金が歳入となつてから対象者に交付されるまでの期間はどのくらいかについては、三ヶ月以内に交付したいと思う。

このような質疑応答の後、採決いたしましたところ、全員一致をもって本案は原案どおり可決すべきものと決定した次第でございます。

よろしく当委員会の報告どおり御可決くださるようお願い申し上げます。審査報告といたします。

○議長(小林菊三君) 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 以上で質疑を終わります。

○四番(高水惣八君) この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第八十四号については、討論を省略し、委員会報告どおり可決せんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) お諮りいたします。

ただいま高水惣八君から、本案は委員会審査報告どおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 御異議なしと認めます。 よって議案第八十四号は委員会審査報告どおり可決されました。

○議長(小林菊三君) 日程第十一議案第八十五号 昭和五十四年度福生市下水道事業会計補正予算(第二号)を議題といたします。

本案については、建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(建設委員長 村野武男君 登壇)

○建設委員長(村野武男君) 御指名がありましたので、本案について審査報告を申し上げます。

なお、審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

審査の概要について申し上げます。

本案審査に当たり、理事者から説明を受けた後、質疑に入りました。それでは質疑応答について申し上げます。

委員より 中央五号幹線の委託料の内容について質疑があり、これに対し調査委託料は全体のボーリングと測量調査を行っていくもので、事業は総延長二、四百メートルで、事業費総額は十億円程度かかると考えているとの答弁がありました。後、採決いたしましたところ、本案は全員一致をもって、原案どおり可決すべきものと決定した次第でございます。

よろしく当委員会の報告どおり御確定くださるようお願い申し上げます。報告といたします。

○議長(小林菊三君) 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 以上で質疑を終わります。

○四番(高水惣八君) この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております。議案第八十五号については、討論を省略し、委員会報告により可決されんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) お諮りいたします。

ただいま高水惣八君から、本案は委員会審査報告により可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議の通り決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 御異議なしと認めます。よって議案第八十五号は委員会審査報告により可決されました。

○議長(小林菊三君)

日程第十二陳情第三号 福生市都市計画による用途地域の指定変更に関する陳情書を議題といたします。
事務局をして陳情書の朗読をいたさせます。

(市川議事係長朗読) 別添参照

○議長(小林菊三君) 本陳情書について御意見等がありましたら、お願いいたします。

(応答なし)

○議長(小林菊三君)

以上で意見を終わります。

陳情第三号はお手元に御配付の別紙付託表の通り、建設委員会に付託いたします。

お諮りいたします。

ただいま付託いたしました陳情第三号については、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君)

御異議なしと認めます。

よって陳情第三号は閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

○議長(小林菊三君)

日程第十三特定事件の継続調査についてを議題といたします。

委員会の特定事件については、厚生委員会から継続調査の要求がありました。本件はお手元に御配付の通り閉会中の継続調査といたしたいと思いますが、御